

「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について

平成 21 年 10 月 17 日  
厚生労働省健康局水道課

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 2 項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令 101 号)において、水道水に関する検査事項と各基準を規定しています。水質基準に関しては、その時々<sup>1</sup>の科学的知見の集積に基づき、逐次見直しを行うこととし、これまでも改正を行ってきました。

今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部改正及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目の見直しを行うとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)の一部を改正することを予定しています。このため、それぞれの省令の改正について、別添 1～3 のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

## 記

### 1. 募集期間

平成 21 年 10 月 17 日(土)～平成 21 年 11 月 16 日(月)  
(郵送の場合は同日必着)

### 2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov]([http://www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp/))の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質基準に関する省令等の一部改正について」と明記してください。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

#### 4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載してください。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

## 水質基準に関する省令の改正案について（概要）

### 1 改正の趣旨

- 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令101号。以下「水質基準省令」という。)において、水道水に関する検査事項と各基準を規定している。この基準については、その時々<sup>1</sup>の科学的知見の集積に基づき、これまでも逐次改正を行ってきたところ。
- また、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第7号において、水質基準省令を制定又は改廃しようとするときは、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 今般、厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月開催)において示された方向性に基づき、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、水質基準省令の内容の見直しを行う。

### 2 改正案(別紙新旧対照表参照)

水質基準省令の表中「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準について、カドミウムの量に関して、現行の0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更する。

### 3 根拠法令条項

水道法第4条第2項

### 4 施行予定日

平成22年4月1日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 ～ 二	略	略
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇三</u> mg/l以下であること。
四 ～ 五	略	略

一 ～ 二	略	略
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇一</u> mg/l以下であること。
四 ～ 五	略	略

## 水道施設の技術的基準を定める省令の改正案について（概要）

### 1 改正の趣旨

- 水道法（昭和32年法律第177号）第5条第4項においては、水道施設の技術的基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨規定しており、これを受けて、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）において、水道施設に必要な要件を規定している。
- 同省令においては、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準（以下「薬品基準」という。）については第1条第16号に、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質の基準（以下「資機材材質基準」という。）については、第1条第17号ハにそれぞれ規定している。
- これらの基準は、水道法第4条に規定された水質基準の確保を担保するため、同法第4条第2項に基づき規定された水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目等と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部の改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、薬品基準及び資機材材質基準の改正を行うもの。

### 2 改正案（別紙新旧対照表参照）

- 薬品基準を以下のとおり改正する。
  - ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値について、カドミウムの量に関して、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
  - ・ 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- 資機材材質基準を以下のとおり改正する。
  - ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値について、カドミウムの量に関して、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
  - ・ 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- ただし、施行日時点で現に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

### 3 根拠法令条項

水道法第5条第4項

### 4 施行予定日

平成22年4月1日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> <u>三</u> mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
塩素酸	略

現 行

別表第一（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> <u>一</u> mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
<u>一・一・二</u> トリクロロエタン	<u>〇・〇〇〇</u> <u>六</u> mg/l以下であること。
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
塩素酸	略

別表第二（第一条関係）

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> 三mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略

別表第二（第一条関係）

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> 一mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
一・一・二トリクロロエタン	<u>〇・〇〇〇</u> 六mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略